

議案第105号

長野市南部勤労者活躍支援センターの設置及び管理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月30日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市南部勤労者活躍支援センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、長野市南部勤労者活躍支援センター（以下「南部支援センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 勤労者の職業生活と家庭生活との両立の支援及び福祉の増進並びに雇用の促進を図るため、南部支援センターを長野市篠ノ井小森 585番地に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 南部支援センターの管理は、地方自治法第 244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 南部支援センターの利用の許可に関する業務
- (2) 次に掲げる勤労者の職業生活と家庭生活との両立の支援及び福祉の増進並びに雇用の促進に関する業務
 - ア 各種講座、講演会、講習会等に関すること。
 - イ 職業相談及び生活相談に関すること。
 - ウ 教養、趣味及びレクリエーションに関すること。
 - エ その他南部支援センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- (3) 南部支援センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 南部支援センターの効用を増加させる自主事業に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が定める業務

(開館時間)

第5条 南部支援センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分まで（日曜日にあつては、午前9時から午後5時まで）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けてこれを変更することができる。

(休館日)

第6条 南部支援センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けてこれを変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用者の範囲)

第7条 南部支援センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内の事業所に勤務する者（第3号に該当する者を除く。）
- (2) 市内に居住するおおむね15歳以上の者（次号に該当する者を除く。）
- (3) 前2号に掲げる者に対し、南部支援センターにおいて職業生活と家庭生活との両立の支援及び福祉の増進並びに雇用の促進を目的とする活動を行う者

(4) その他市長が特に認める者

(利用の許可)

第8条 南部支援センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の場合において、指定管理者は、必要な条件を付けることができる。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を拒否し、退館若しくは退室を命じ、又はその他必要な措置を講ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 管理上支障があると認められるとき。

(3) その他指定管理者が必要と認めるとき。

(利用料金)

第10条 第8条に規定する利用の許可を受けた者は、別表に定める南部支援センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 指定管理者は、市長の定める基準により、利用料金を割り引き、若しくは無料とし、又はその全部若しくは一部を返還することができる。

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の停止を命じ、若しくは利用の条件を変更し、又は退館若しくは退室を命じ、若しくはその他必要な措置を講ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用の申請に偽りがあったとき。

(3) 利用許可の条件に違反したとき。

(4) その他管理上支障があるとき。

2 前項の規定による許可の取消し、利用の停止命令若しくは利用の条件の変更又は退館若しくは退室命令若しくはその他必要な措置により、利用者に損害が生じても、指定管理者は、その責めを負わない。

(賠償責任)

第12条 故意又は過失により南部支援センターの施設等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、第三者に損害を及ぼした者は、その責めを負わなければならない。

(原状回復)

第13条 利用者は、南部支援センターの利用が終了したとき又は利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止を命じられたときは、直ちに設備を原状に復さなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条及び第4条並びに次項の規定は、公布の日から起算して11月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表（第10条関係）

区分		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分
大会議室	A	1,320円	1,760円	2,200円
	B	1,980円	2,640円	3,300円
	C	2,640円	3,520円	4,400円
会議室	A	770円	1,100円	1,430円
	B	1,100円	1,650円	2,090円
	C	1,540円	2,200円	2,860円
相談室	A	330円	550円	660円
	B	440円	770円	990円
	C	660円	1,100円	1,320円
音楽室	A	1,980円	2,640円	3,300円
	B	2,970円	3,960円	4,950円
	C	3,960円	5,280円	6,600円
多目的室	A	2,200円	2,970円	3,740円
	B	3,300円	4,400円	5,610円
	C	4,400円	5,940円	7,480円
料理実習室	A	2,310円	3,190円	3,960円
	B	3,410円	4,730円	5,940円
	C	4,620円	6,380円	7,920円
託児室	A	440円	660円	880円
	B	660円	990円	1,320円
	C	880円	1,320円	1,760円

備考

1 南部支援センターの施設の利用形態は、次の区分による。

- A 第7条第1号、第2号又は第4号に該当する者が利用する場合（Cに該当する場合を除く。）
 - B 第7条第3号に該当する者が利用する場合（Cに該当する場合を除く。）
 - C 1人1,000円を超える入場料、受講料その他これらに類する料金を徴収して利用する場合又は営利を目的として利用する場合
- 2 利用時間には、準備又は撤去に要する時間を含む。
 - 3 利用時間の区分を連続して利用する場合は、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの時間を含めて利用することができるものとし、当該時間に係る利用料金は、徴収しないものとする。
 - 4 冷暖房費は、実費を勘案して市長が定める額とする。